

広島県訓令第十三号

本 庁
地 方 機 関

不動産評価審議会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十九年四月一日

広島県知事 藤 田 雄 山

不動産評価審議会規程の一部を改正する訓令

不動産評価審議会規程（昭和三十四年広島県訓令第十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「財産管理室長」の下に「資産活用推進担当室長」を加える。

第六条第二項中「及び財産管理室長」を「、財産管理室長及び資産活用推進担当室長」に

改め、「、財産管理室長」の下に「、資産活用推進担当室長」を加える。

第八条中「十部」を「十二部」に、「九部」を「十部」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。